

第3章 施設別計画

「基本理念」や「経営理念」の実現を目指すという基本的方向のもとに、各施設・事業所の有する機能を十分に発揮し、計画の推進目標を職員一丸となって意欲的に推進していくために、施設の目指すべき姿や進むべき方向等を明確にした施設別計画を策定します。

【施設別計画の内容】

施設（事業所）の運営理念・方針

- 1 施設（事業所）の目指すべき姿
- 2 施設（事業所）を取り巻く環境
- 3 施設（事業所）における課題
- 4 施設別計画の目標
 - ① 質の高いサービスの提供
 - ② 地域福祉の推進
 - ③ 経営基盤の強化
 - ④ 人材の育成

【施設（事業所）一覧】

	施設・事業所名
1	児童養護施設 仁風学園
2	児童養護施設 若葉学園
3	女性自立支援施設
4	保育所 同胞保育園
5	保育所 鹿児島みなみ保育園
6	地域子育て支援拠点事業 南部親子つどいの広場
7	母子生活支援施設
8	障害者支援施設 ゆすの里
9	障害福祉サービス事業 リハステーションゆす
10	障害者支援施設 川内自興園
11	障害児通所支援事業 チャイルドクラブあおぞら
12	かごしま障害者就業・生活支援センター
13	ほくさつ障害者就業・生活支援センター

社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団 施設・事業所所在地



① 鹿児島県社会福祉事業団 法人本部		⑦ 障害者支援施設 ゆすの里	
② 児童養護施設 仁風学園		⑧ 障害福祉サービス事業所 リハステーションゆす	
③ 児童養護施設 若葉学園		⑨ 障害者支援施設 川内自興園	
④ 保育所 阿波保育園		⑩ チャイルドクラブあおぞら	
⑤ 保育所 鹿児島みなみ保育園		⑪ かがしま障害者就業・生活支 援センター	
⑥ 南部親子つどいの広場		⑫ ほくさつ障害者就業・生活支 援センター	

※女性自立支援施設・母子生活支援施設は掲載しておりません。

1 児童養護施設 仁風学園



【定員 42人（本体30人・地域小規模12人）】

〒891-1304 鹿児島市本名町458-1

電話：099-294-2354 FAX：099-294-4410

e-mail：jinpu@kagoshima-swc.jp

◆施設の運営理念・方針

「明るく、楽しく、心を広げる子どもたち」

児童が将来、健全な社会人となるように、基本的な生活習慣及び道德心を養い、ぬくもりに満ちた心のふれあいや明るい家庭的雰囲気の中で児童の育成を図り、次の重点目標を定め、適切な自立支援に努めます。

- 常に児童の健全・安全に留意し、体位・体力の向上に努めます。
- 児童の人格を尊重し、個性の伸長に努めます。
- 学習の習慣を会得し、基礎学力の充実と向上を図ることにより将来の進路目標を樹立させます。
- 学校・地域社会との連携を図り、社会規範を尊重する態度を培います。
- 職員は常に児童のパートナーとして、資質向上に努めます。

1 施設の目指すべき姿

- ・こどもたち一人ひとりの人権を擁護し、こどもの自己決定と選択を尊重しながら、自立に向けた支援の充実を図ります。
- ・こどもたちの心身の健やかな成長とこどもたちの生きづらさの克服を支え続けながら、日常生活でぬくもりに満ちた心のふれあいを実感できる居場所を提供し、こどもと大人相互の信頼関係を大切にする施設としていきます。
- ・全面改築により本体施設を大舎から小規模グループケアとし、地域小規模児童養護施設の設置により地域分散化を図り、できる限り家庭的な養育環境の中で、こども個々のニーズ・特性に合った養育・支援の充実を図ります。
- ・地域におけるニーズを踏まえ、子育てに不安を抱えている家庭等に対して適切な助言を行えるよう子育てサロン等の交流の機会を設けるとともに、積極的に一時保護児童、ショートステイ及びレスパイト利用児童の受け入れを行い、地域の中で養育機能を果たす地域支援拠点施設を目指します。



ダイニング（ホーム定員6人）



事務室



親子生活訓練室



全員個室（4.5畳～5.6畳）

2 施設を取り巻く環境

- ・児童養護施設は、24 時間 365 日昼夜問わず、社会的養護を必要とするこどもの命を守り、安心・安全な暮らしと一人ひとりの育ちを保障しています。また、日々、こどもと関わり積み上げてきた養育実践に基づき、地域の子育て支援の拠点として、保護・支援を必要とするこどもやその家族、地域の子育て家庭を支える重要な役割を担っています。
- ・こうした中、国においては、児童福祉法が改正され、さらに令和 5 年 4 月にはこども家庭庁が創設されました。この大きな社会的養護の変革期の中において、児童養護施設はこれまでに培ってきた養育のノウハウを余すところなく社会に還元し、さらに広く地域支援の担い手としての役割を果たすことにより、「社会的養育」システムの中核を担う存在となることが求められています。
- ・入所する児童に留まらず、地域の要保護児童への支援、里親等支援、逼迫する児童相談所業務への協力、こどもの居場所づくり、また退所児童のアフターケアの経験を基礎としたユースの自立支援の枠組みの構築への貢献など、多岐にわたる展開が可能であると考えられます。
- ・県では都道府県社会的養育推進計画が見直され、令和 7 年度～11 年度の 5 年間で 1 期として新たな計画が令和 7 年 3 月策定されています。
- ・令和 5 年度の県内における 4 児童相談所及び市町村における虐待認定件数、通告・相談件数はともに過去最多を更新し、本県社会的養育推進計画でも一時保護改革に向け必要な環境整備を図ることとなっています。さらに、令和 10 年度には鹿児島市児童相談所の開設が見込まれています。
- ・今後、共同親権制度の導入がDVや児童虐待の被害の継続や拡大について懸念されているため、措置児童にどのような影響があるか見極めていくことが必要となります。

3 施設における課題

「支援拠点機能」

- ・施設の運営全体のマネジメントを担う「支援拠点機能」の中で、こどもと家族への養育支援においては、①個別的養育を担う職員からの相談に迅速に対応する体制、定期的なスーパーバイズやカンファレンスの体制を整えること、②こどもの急病や情緒的混乱などが緊急事態を想定し、即応性のある応援態勢を整えること、③個々のこどもと家族を取り巻く関係機関は、児童相談所をはじめとして、こどもの入所前の地域にある関係機関、現在の地域における関係機関、これから暮らす地域の関係機関などと、連携・協働を図り、こどもの人生の連続性を保障し、育ちを支える広域地域ネットワークを構築すること、④職員の育成、定着を見据え、人材育成の体系を構築し、個々の職員の研修計画を立て、育成状況を評価し、職員の専門性向上を図ることができるかが課題となっています。

「地域支援機能」

- ・施設入所に至らないが支援を必要とする要保護児童が地域で暮らしており、このようなこどもたちが安心できる暮らし、健全な発達を保障していくために、児童養護施設も要保護・要支援家庭の支援、地域の子育て家庭支援へ積極的に取り組む必要があります。また、児童養護施設は、市区町村要保護児童対策地域協議会による要保護児童への支援に参画し、施設の持つ支援機能をどのように提供することができるかが課題となっています。

「個別的養育機能」

- ・児童養護施設では、こどもを養育し健全な発達を促すこと、基本的な生活をつつがなく送ること、癒やしと安らぎのある暮らしという、家庭機能の柱とされてきた機能をこれまでも大切にきており、これからもそれは変わりません。家庭的な機能を豊かに展開するためには、一般的な家庭の形態を一方向的に提供するのではなく、個々に異なる背景事情を踏まえて、こどもの気持ちや抱えた課題（ニーズ）を受け止め、そのこどもに合った生活環境作りとそこに寄り添う職員の姿勢に裏打ちされた生活臨床が重要となっています。
- ・児童養護施設は、こどものニーズや課題に応じた安心できる養育形態（養育環境）の中で、こどもに寄り添い、個々のこどもが抱えた課題の解決と健全な育ちを支え、どのように育むことができるかが課題となります。



カプセルアート



子ども達の食事の様子



子育てサロンの様子（アイシングクッキー・ミニピザ作り）

4 計画の目標

(1) 質の高いサービスの提供

- 一般的な家庭の形態と営みを基本としつつ、こどものニーズに応じた養育の手立てを提供するとともに、グループホームにおいては、地域に根ざした小規模グループケアであって、関係機関への適切な理解を促し、地域との連携や協働による子どもの養育・支援を行います。
- ケアニーズの高いこどもに集中的かつ濃密な専門的ケアを提供することで、こどもと他のこどもたちが、安心して暮らせるような体制を作ります。
- 幼児期における社会性の育成のための幼稚園通園、小学生からの学習指導の強化、中学校の積極的な学習塾の活用と部活動等との両立支援を行っていきます。
- 高校生の自立に向けた支援の充実や職業指導員による就職支援の充実、卒園後のアフターケアの充実と強化を図ります。

《重点的な取組》

- ・ 小規模グループケアの充実
- ・ 専門的ケアの役割と重要性の追求
- ・ 学力向上委員会の充実
- ・ アフターケアの充実と強化



子ども達の食事の様子（スマイルホーム）



子ども達の食事の様子（アジサイホーム）

（２）地域福祉の推進

- 地域における公益的な取組として「子育てサロン」を実施し定着させ、地域の親子が気軽に交流できる場、子育てに関する悩み等を相談できる場となるよう、地域の子育て家庭の支援強化に努めます。
- 里親支援専門相談員を中心に、児童相談所や市町村と連携を図り、里親の開拓のために里親制度説明会を積極的に開催します。また、引き続き心理担当職員による里親家庭の訪問やレスパイト・ケアの受け入れ等、家庭養護を担う里親家庭の支援の充実を図ります。
- 「子育て短期支援事業」においては、地域における子育て支援拠点として、24 時間 365 日体制でショートステイやトワイライトステイの受け入れを行います。また、「一時保護機能」においては、親子を一緒に保護する親子宿泊ができる場を提供します。
さらに、「親子支援事業」においては、市町村または児童相談所と連携し、地域の要支援家庭・里親家庭・特定妊婦・家庭復帰間もない家庭を通所または宿泊で受け入れ、親子分離前の支援を行います。

《重点的な取組》

- ・ 公益的取組による交流活動の定着
- ・ 新たな里親支援の検討
- ・ 要保護児童等予防的支援機能への取り組み



子育てサロン（ボランティアサークル団体による人形劇）

(3) 経営基盤の強化

- 施設を取り巻く環境を的確に把握し、施設運営を長期的視野に立って進めていくために社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、こどもの状況の変化ニーズ等を把握し運営状況や改善すべき課題等について検討します。また、月次試算分析表及び四半期毎の増減分析表を用いて、経営意識の醸成を図るとともに、業務の見直しや経費節減等を行い、施設の効率的な管理運営や事業執行に努めます。
- 新たな「鹿児島県社会的養育推進計画」の内容を見極め、当園の社会的養育推進計画の作成及び推進を図るとともに、関係機関と連携を図り、入所児童の確保、一時保護委託やショートステイ利用の受け入れを積極的に行います。

《重点的な取組》

- ・ 経営意識の醸成
- ・ 入所児童の確保、一時保護児童、ショートステイ利用相談の受入



全面改築 夜景



指導員室（各居住棟）



中庭（人工芝）

(4) 人材の育成

- コンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、職員の専門性を高めながら、処遇の難しいこどもや思春期を迎えたこどもに対する支援技術の向上に努めます。また、コンサルテーション後の取り組みを報告する機会を設け、更なる専門性の向上を目指します。
- ケアニーズの高いこどもの専門的な養育を行うために、ソフト面とハード面の両面から体制強化を行い、高度な専門意識を有する職員の育成を目指します。
また、基幹的職員、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員、職業指導員等の専門職のさらなる専門性の向上とソーシャルワーク機能を十分発揮できる体制の強化に努めます。

《重点的な取組》

- ・ コンサルテーションの充実
- ・ 専門職の資質向上と職員体制の整備



職場内研修（市子ども施策に関する説明会）



施設紹介の様子



コンサルテーション



2 児童養護施設 若葉学園



【定員 80人】

〒899-5411 始良市鍋倉190-2

電話：0995-65-4313 FAX：0995-65-4609

e-mail：wakaba@kagoshima-swc.jp

◆施設の運営理念・方針

支援を必要とするこどもの健やかな育ちと地域の子育て家庭に寄り添います。

- こどもの多様性を尊重し、一人ひとりのこどもに寄り添い、かけがえのない存在として、丁寧な養育を行います。
- こどもの命と安心・安全な暮らしを守り、一人ひとりの意見や意向をふまえ、一人ひとりの育ちを保障する環境を提供します。
- 子育てに不安や悩みを抱える子育て家庭を地域の多機関や学校等と協働しながら、子育てを支える地域福祉づくりを目指します。

1 施設の目指すべき姿

- ・これからの施設は、措置児童に留まらず、地域における要保護児童、要支援児童への支援も求められていくことから、施設の高機能・多機能化を図っていきます。また、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意し、施設の小規模かつ地域分散化を進めます。
- ・その一方で、多様化・複雑化している養育ニーズに応えるためには、専門的ケアやチームでのケアが必要となるケースも増加していくと思われるため、施設としての機能は高めつつ、地域支援の拠点を担う施設を目指します。

2 施設を取り巻く環境

- ・令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行されました。同年12月にはこども大綱が策定され、児童養護施設においては「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、施設の小規模化・地域分散化の環境改善や、施設の高機能化・多機能化を図ることが明記されています。
- ・令和6年の改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、虐待予防の支援の充実、社会的養育経験者に対する自立支援の強化、子どもの権利擁護、子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上等が図られることとなっています。
- ・県では都道府県社会的養育推進計画が見直され、令和7年度～11年度の5年間を1期として新たな計画が令和7年3月策定されています。
- ・令和5年度の県内における4児童相談所及び市町村における虐待認定件数、通告・相談件数はともに過去最多を更新し、本県社会的養育推進計画でも一時保護改革に向け必要な環境整備を図ることとなっています。さらに、令和10年度には鹿児島市児童相談所の開設が見込まれています。
- ・共同親権制度の導入がDVや児童虐待の被害の継続や拡大について懸念されているため、措置児童にどのような影響があるか見極めていくことが必要となっています。

3 施設における課題

【養育と権利擁護】

- ・近年、入所までに重層的で複雑なトラウマ・喪失体験や発達障がいを抱えるこども達（大人数のこどもが暮らす）のケアに支援者が葛藤を抱えながらも、こども達と付き合い続け、踏みとどめられる、施設文化の創造と組織力を高めていく必要があります。こども達が施設での養育やいとなみに「ここちよさ」を感じられるような養育の質と権利擁護の意識の向上が必要です。

【人材の育成・定着・確保】

- ・近年、養育ニーズは多様化・複雑化しており、愛着障害、ASD、ADHD やトラウマ等心身に重い課題を抱えたケース等、療育機関や医療機関の治療を必要とするケースが増加しています。施設にも様々な加算職の専門職が配置されているものの、日々の支援で手一杯な面が大きく、細やかな配慮や心のケアの大部分を専門機関や医療機関等に委ねているのが現状です。そのため、質の高いソーシャルワークの強化と専門職の知識、技術、価値観、姿勢等を育成する人的体制を整備していく必要があります。

【やりがいのある職場づくり】

- ・近年、育児や介護との両立や多様な働き方が推奨される社会において、施設の人材確保、定着を図る仕組みをいかに構築するかが喫緊の課題です。そのため、ワークライフバランスに則った労働条件や労働環境の見直しが必要であり、これらに従事する人材の職場環境の向上、専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組が必要です。

【経営基盤の構築と計画的な施設整備】

- ・平成 24 年 2 月に全面改築された建物も 13 年が経過し、令和 6 年度には建物の屋根・外壁大規模改修工事が実施されました。今後も機械設備・備品等を計画的に更新・改修し、施設の快適な住環境に努める必要があります。そのため、将来の施設整備等に対応できるよう施設の定員規模の減員に伴う収入減を補う新たな加算や事業等を調査・検討し、経営基盤を構築することが必要です。



4 計画の目標

(1) 質の高いサービスの提供

- 個別支援の充実を図り、家庭的な養育環境に近付けるために、本体施設の定員数を減らしつつ、地域小規模児童養護施設を開設します。
- 多様化・複雑化した養育ニーズを的確に把握し、こどもたち一人ひとりが求めていること、必要なことを常に意識しながら質の高い養育・支援を行います。
- 福祉サービス第三者評価の受審や施設独自のアンケート調査を定期的実施し、サービス内容の検証、改善を行い、サービスの質の向上に繋がります。
- 退所児童の自立支援や悩みに対応するために、アフターケアの充実、強化する体制を整え、継続した支援を行います。

《重点的な取組》

- ・ 施設の小規模化・地域分散化に向けた具体的な計画推進
- ・ 園内における個別支援体制の充実と強化を図る取組
- ・ 第三者評価受審と結果に基づくサービス改善の取組
- ・ アフターケアの充実のための体制強化



1 日外出（小規模グループケア）



夏祭り（幼児棟）



高校生自立訓練



ピアノ教室

(2) 地域福祉の推進

- 地域子育て支援として、ショートステイや一時保護委託事業を積極的に受け入れるとともに特に支援が必要な在宅家庭に対して支援の充実に努めます。
- 始良市要保護児童対策地域協議会の一員として、関係機関と連携を図り、地域の要保護児童の早期発見のためのネットワークの構築や地域ニーズの把握に努めます。
- 里親支援専門相談員を中心に、児童相談所や市町村と連携を図り、里親の開拓のために里親制度説明会を積極的に開催するとともに、里親家庭の訪問やレスパイト・ケアの受け入れ等、家庭養護を担う里親家庭の支援の充実に努めます。
- 地域の子育て親子を対象とした「子育て講座」の開催等により、地域の子育て支援の充実に努め、地域における公益的な取組を推進します。また、校区コミュニティ協議会の一員として、校区の地域づくりや行事等に積極的に参加し、地域交流・地域貢献に努めます。

《重点的な取組》

- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 地域子育て支援事業の周知及び拡充
- ・ 里親支援の周知及び里親支援の充実
- ・ 公益的取組みの実施



子育て講座（アロマバスボムを作ろう）



里親制度説明会



浜下り武者行列

(3) 経営基盤の強化

- 施設を取り巻く環境を的確に把握し、施設運営を長期的視野に立って進めていくために社会的養護の動向、施設が位置する地域での福祉ニーズの動向、こどもの状況の変化、ニーズ等を把握し運営状況や改善すべき課題等について検討します。
- 新たな「鹿児島県社会的養育推進計画」の内容を見極め、当園の社会的養育推進計画の作成及び推進を図るとともに、関係機関と連携を図り、入所児童の確保、ショートステイや一時保護委託の受け入れを積極的に行います。
- 月次実績報告等を活用して、経営意識の醸成を図るとともに、業務の見直しや経費節減等を行い、施設の効率的な管理運営や事業執行に努めます。

《重点的な取組》

- ・ 業務の見直しと経費削減
- ・ 入所児童の確保、一時保護児童、ショートステイ利用相談の受入



幼 児 棟 園 庭

行事食（世界の料理を食べてみよう）



(4) 人材の育成

- ケアニーズの高いこどもの専門的な養育を行うために、ソフト面とハード面の両面から体制強化を行い、高度な専門意識を有する職員の育成を目指します。
- 職員の人材育成の意識を高め、良好な人間関係のもと、建設的な議論、適切な指示、アドバイスを通してチーム力の向上を目指します。
- 多様化・複雑化した養育ニーズに柔軟に対応するために、各種研修の機会の提供、OJT を主とした取組を通して次代のリーダーを中心に支援技術の向上と確立を図ります。
- 職員の実情や現状に合ったテーマによるコンサルテーションを実施し、支援の充実を図ります。

《重点的な取組》

- ・ 職員の資質向上
- ・ 各専門職の機能強化
- ・ 次代のリーダー育成・強化
- ・ コンサルテーションの継続・充実



コンサルテーション



職場内研修（人権研修）



職場内研修（不審者対応訓練）

3 女性自立支援施設



【定員 30人】

◆施設の運営理念・方針

利用者の基本的人権を尊重し、健全な環境のもとで、社会において利用者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、必要かつ最適な支援を行うよう努めます。

- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった支援に努めます。
- 生活の場としての強みを生かし、様々な支援を総合的に提供し、自立に向けた支援に努めます。
- 関係機関と密に連携をとり、切れ目のない支援に努めます。
- 安心安全な生活環境の確保及び施設運営体制を確立します。

1 施設の目指すべき

- ・利用者それぞれが直面している課題や困難を適切に把握し、安心安全な環境のもとで、必要かつ最適な支援を行い、利用者が個人として尊重されるとともに、社会の一員として安心して地域社会で生活できるように、利用者の気持ちに寄り添いながら切れ目のない支援を行います。
- ・県内唯一の女性自立支援施設として、県女性相談支援センター等関係機関との緊密な連携を図り、女性自立支援施設の認知度を高め、女性支援の中核的機関の一つとしての機能を活用し、困難な問題を抱えた女性の支援に努めます。

2 施設を取り巻く環境

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号。以下「法」という。)」が 2024 年 4 月 1 日施行され、女性自立支援施設は困難な問題を抱える女性に対し、入所等により支援を行う施設として位置づけられました。また、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和 5 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準」という。)」第 2 条においては、女性自立支援施設は、「社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行う」よう努めることとされています。
- ・女性自立支援施設の前身は、法による改正前の売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号。以下「旧売春防止法」という。)第 36 条に規定する婦人保護施設です。婦人保護施設は、「性行又は環境に照らして売春を行う恐れのある女子(要保護女子)」を収容保護するための施設として、旧売春防止法に位置付けられた機関でした。

しかし、時代の変遷や社会状況の変化に伴い、婦人保護施設においては、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や配偶者・親族等からの暴力、生活困難、住居・居場所の喪失、予期しない妊娠・出産等、様々な困難な問題を複合的に抱える入所者が大部分を占めるようになり、実態が旧売春防止法において想定されていた者と大きく乖離した状態となっていました。
- ・このような中で、支援現場においては、旧売春防止法における、「要保護女子の保護更生」という考え方から、困難な問題に直面している女子の福祉の増進と人権擁護という考え方への転換を求める声が強くあり、国会においても、婦人保護事業の旧売春防止法からの脱却を目指す動きが強まり、令和 4 年 5 月、議員立法である法が成立し、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることになるとともに、「困難な問題を抱える女性への支援の施策に関する基本的な方針」(令和 5 年厚生労働省告示第 111 号。以下「基本方針」という。)等の関係法令も整備されました。
- ・法においては、婦人保護施設は、新たに、女性自立支援施設として定義し直され、困難な問題を抱える女性への支援の中核機関として位置づけられました。当施設も県内唯一の施設ですが、利用者数が少ない状況が依然として続いています。法に基づいた施設機能が生かせるよう、関係機関との連携等がより一層求められています。

3 施設における課題

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた「女性自立支援施設」に求められる役割や機能を果たすために、「女性自立支援施設運営指針」に沿った支援体制の整備・運用を図っていく必要があります。
- ・新法に基づき、女性自立支援施設は困難な問題を抱える女性への支援の中核機関として位置づけられましたが、全国的に利用者数及び定員は年々減少しており、当施設も県内唯一の施設ですが、利用者数が少ない状況が依然として続いています。新法に基づいた施設機能が生かせるよう、関係機関との連携等がより一層求められます。
- ・職員は新法の理念と使命を自覚し、医学的又は心理学的援助を含めた高度な専門性を要する支援を行うため、資質向上に取り組み、施設は職員のスキルアップ等を支援します。また、チームアプローチでの支援体制を整えます。
- ・施設設備に関しては、平成 28 年 3 月施設本体が全面改築されてから 10 年を迎えようとしているため、安心安全な生活環境を整える観点から設備や備品の計画的な補修等を行います。



居 室



集会室兼談話室



玄関ホール



居室階廊下

4 計画の目標

(1) 質の高いサービスの提供

- 「困難な問題（性的な問題、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で）を抱える女性」である利用者本人の意思・意見を尊重し、利用者との信頼関係を構築しながら、被害からの回復及び健康の回復への支援、日常生活支援を行うとともに、利用者の状況に応じて就労支援、就学支援、地域移行支援、アフターケア等の、自立に向けた支援について個別支援計画と一緒に策定し、問題解決と自立への取組を支援していきます。
- 複合的な問題解決に向けては、女性支援の中核的機関の一つとして支援調整会議等に参加するなど、施設の役割や機能について理解と周知を図り、地域の関係機関との連携やネットワークを構築し「繋がる支援」に取り組みます。
- 利用者は多岐にわたる課題を複合的に抱え、心身や尊厳を傷つけられ、又は人権を侵害された経緯を持つこともあることから、看護師による身体面のケアや臨床心理士による心のケア、嘱託医等と連携した医療的支援等を行い、利用者の心身の健康の回復を目指します。
- 生活の場としての強みを生かし、日常生活の支援、行事の実施等様々な支援を総合的に提供し、被害からの回復及び健康の回復への支援、自立支援を行います。
- 同伴児童においては、意思・意向等を丁寧に確認した上で関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- 若年女性の受け入れにおいては、妊産婦支援、就学支援を念頭にいれ、本人の意思・意向等を丁寧に確認した上で関係機関と連携しながら必要な支援を行います。
- 利用者の権利擁護を常に意識し、支援を行うため、職員一人ひとりが倫理意識を高く持ち、人間的向上に努め、権利侵害等が起きていないか振り返りを行える体制を整えます。

《重点的な取組》

- ・「女性自立支援施設運営指針」に沿った支援のマニュアル化
（同伴児童の受入れ・妊産婦支援・就学支援・就労支援）
- ・自立に向けた個別支援計画の策定と支援の充実
- ・支援調整会議への参加等、他機関と連携し切れ目のない包括的支援体制の構築
- ・利用者の権利擁護を意識した支援体制の構築

(2) 地域福祉の推進

- 県女性相談支援センターによる一時保護の委託先として、女性支援に関する地域の貴重な資源としての役割を果たします。
- 県が実施する配偶者からの暴力対策の啓発活動である「女性に対する暴力をなくす運動」へ参加するとともに、女性支援の中核的機関の一つとして支援調整会議等に参加するなど、施設の役割や機能について関係機関への理解と周知を図ります。
- 退所者が孤立することを防ぎ、安定して自立した生活が営めるようアフターケアを実施し、地域の関係機関と連携しつつ、定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援を行います。

《重点的な取組》

- ・ 退所者の地域生活を支えるための交流会の開催と退所者のアフターケアの充実



ヨガ教室



陶芸教室



メイクアップ教室



書道教室

(3) 経営基盤の強化

- 措置権のある県女性相談支援センターとの信頼関係の構築と連携を強化し、支援を必要とする女性を積極的に受け入れるため、年2回の情報交換会と月1回程度の利用者情報報告を継続していきます。
- 単身者及び同伴児童を伴う一時保護者の積極的な受入れをおこないます。
- 月次実績報告等を活用して、経営意識の醸成を図るとともに、業務の見直しや経費節減などを行い、施設の効率的な管理運営や事業執行に努めます。
- 定期的な建物及び居室等の点検、必要な補修及び備品購入等を計画的に行い、利用者が安全かつ安心した生活が送れる環境を整えます。

《重点的な取組》

- ・ 関係機関との連携強化と要支援者の積極的な受け入れ
- ・ 経営意識の醸成
- ・ 施設設備・備品等の補修・購入計画策定及び予算化



クッキング実習



十五夜



おせち料理



クリスマス食

(4) 人材の育成

- 施設がめざす支援を実施するため、法人の「人材育成計画」に明示された職員に求める基本姿勢や意識、専門性をすべての職員が自覚し、法人の「教育研修実施規定等」に基づき、質の高いサービスが提供できるよう資質向上を図り、職員の育成及び定着に努めます。
- 職員が支援を抱え込むことなく、チームアプローチでの支援を意識できるよう努め、OJTを基本としたスーパービジョンの体制をつくり施設全体の支援を管理します。
- 利用者が抱えている問題の本質を見極め、高度な専門性を要する支援を行うための資質向上をめざして、様々な支援方法に関する研修を行います。
- 施設は職員のスキルアップ等を支援します。併せて、すべての職員との面談を実施し、コミュニケーションを深め、職員の意見に耳を傾け、時には職員同士の検討の場を設け信頼関係を育み、職員がそれぞれの自己能力を発揮し、心身ともに健康でやりがいを持って働ける職場環境づくりに努めます。
- 困難な問題を抱える女性に対する支援方法について、専門的な助言等をいただけるコンサルテーションを実施し、支援の専門性を高めます。

《重点的な取組》

- ・ 職員の資質向上（必須研修の適正な実施）
- ・ 高度な専門性を有する支援を行うための資質向上に繋がる研修への計画的参加及び実施
- ・ コンサルテーションの継続、充実



コンサルテーション



スキルアップ
研修



防犯教室